

議案第 1 1 7 号

久喜市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

久喜市個人番号の利用に関する条例(平成27年久喜市条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

5 市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)に準ずる生活に困窮する外国人に対する保護措置に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第2の1の項中「(昭和25年法律第144号)」を削り、「中国残留邦人等支援給付又は」を「中国残留邦人等支援給付若しくは」に、「法律第152号)又は」を「法律第152号)をいう。)若しくは」に、「法律第80号)をいう。以下同じ。)」を「法律第80号)」に改め、同表に次のように加える。

5 市長	生活保護法に準ずる生活に困窮する外国人に対する保護措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報若しくは生活保護法による就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、医療保険給付関係情報、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給に関する情報若しくは保険料の徴収に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、国民年金法(昭和34年法律第141号)若しくは厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法
------	---	---

		律第 102 号)による年金生活者支援給付金の支給に関する情報又は公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和 3 年法律第 38 号)による公的給付支給等口座登録簿への登録に関する情報であって規則で定めるもの
--	--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、個人番号の利用に関し必要な事項を追加したいので、この案を提出するものであります。